

全教職員、学生 各位

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を受けた
7月10日以降の本学の対応・取組について

福島県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策が第3段階を迎えることを踏まえ、本学では、7月10日から7月31日（※政府、県が「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させるための移行期間の第3段階として示した日付）までの間、下記の対応・取組を進めていくこととします。

全ての教職員、学生においては、首都圏を中心に感染者が増加し、感染リスクが身近に存在するという「with コロナ」の状況の中、再び県内における感染拡大の可能性も十分にあることを念頭におき、改めて、本学の使命・役割を自覚し、「新しい生活様式」の定着に努めるとともに、感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

記

- 1 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動や外出は控えること。県をまたいだ移動等にあたっては、移動先の感染状況等を確認するとともに、マスクの着用や「3つの密」を避けるなど感染防止対策を徹底した上で、これまで以上に慎重に行動すること。また、首都圏など相対的に感染リスクの高い地域と往来する場合には、移動後2週間は行動履歴を記録すること。加えて、オンライン等の活用により移動の機会を減らすことにも積極的に取り組むこと。
- 2 業務に支障のない範囲で時差出勤、在宅勤務等を活用し、職員同士が接触する機会を可能な限り低減するよう努めること。
- 3 本学が主催するイベントや集会等は、感染者発生時の参加者への対応（参加者の名簿作成、接触確認アプリの活用等）も含めて適切な感染防止策を講じた上で、屋内・屋外とも5,000人以下、かつ屋内にあっては収容定員の半分以下の人数とすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保すること。（できるだけ2m以上）
- 4 各所属における学内での会議や委員会等は、職員同士の接触を低減する観点から、書面やメール等による開催が望ましいが、適切な感染防止策を講じた上で、上記3による開催も認めることとする。
- 5 学生の学内立入等については、「教育・研究に係る新型コロナウイルス感染症対策のレベル分類」により対応すること。
- 6 健康ダイアリーにより毎日の健康観察を行うこととし、万が一、感染が疑われる場合には、所属長及び帰国者・接触者相談センターに連絡するなど適切に対応すること。
- 7 これまでクラスターが発生している業種の施設、場所へ外出する場合は、感染防止対策を徹底した上で、「3つの密」を出来るだけ回避するよう努めること。

令和2年7月10日

福島県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 竹之下 誠一